市場化テストにおける住民参加と第三者機関

1.事業者選定、モニタリング、評価における住民参加

「市場化テスト」の目的である公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を 実現するためには、公共サービスの受益者である「住民」の視点から制度設計す ることは、大きな意義がある。

そこで、実際の手続きの中で、意見募集及び事業提案、事業者選定時の評価、 事業実施期間中のモニタリング、事業期間終了後の評価等の各段階において、「住 民参加」の仕組みを取り入れることが考えられる。

また、法に基づく「市場化テスト」は、一連の実施プロセスにおける透明性・中立性・公正性を担保するために、有識者から構成される第三者機関が、実施要項の策定、入札書類の評価、契約変更・解除等の各段階において、関与することとなっているが、その第三者機関に公共サービスの受益者である住民をメンバーに加えることも考えられる。

なお、「住民参加」の手法については、公共サービス改革法に規定がなく、地方 公共団体の自主的な判断で、制度設計することが可能である。

2. 法に基づく「市場化テスト」の手続きにおける第三者機関の関与、住民参加

地方公共団体における法に基づく「市場化テスト」の手続きにおいて、第三者機関の関与と住民参加について整理した。

準備段階

実施方針の作成(法第8条)

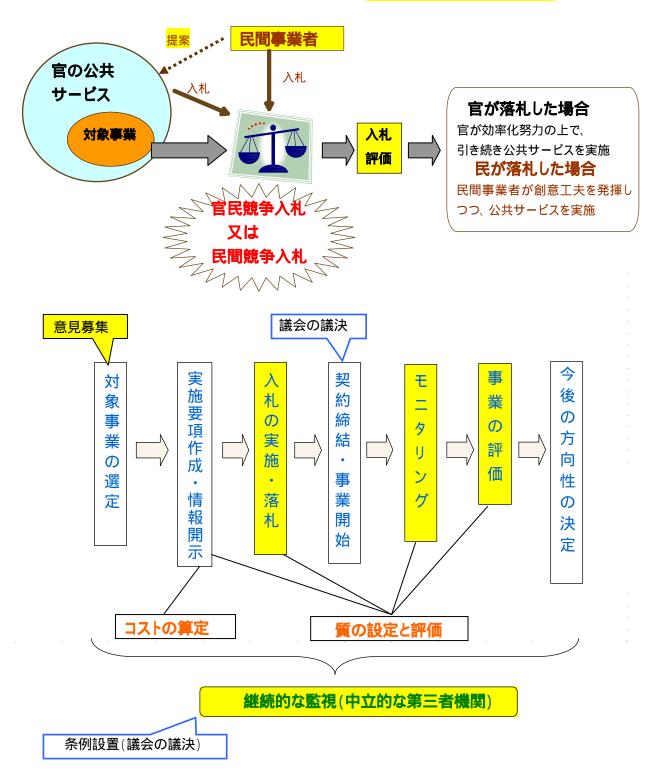
「民間事業者の意見を聴くものとする」と定めているが、「住民の意見」については必須とされていない。

条例による第三者機関の設置

- ・第三者機関の設置のための条例(必須:法定事項(法第47条))
- ・公共サービス改革に関する条例(第三者機関設置を含む)

実施段階

法に基づく「市場化テスト」の手続きの流れと<u>住民参加が想定される段階</u>



出典:内閣府公共サービス改革推進室作成

3 . 第三者機関での審議事項

区分	地方公共団体		(参考)
事項	特定公共	その他の	国
	サービス	事業	
基本方針、事業の選定(7条)	-	-	
実施方針の策定、事業の選定(8	*	-	-
条)			
実施要項の作成 (16条)		-	
入札書類の評価 (17条、12条)	(官民競争)	-	
契約変更·解除等(23 条、21 条、22		-	
条)			
長が行う報告徴収、立入検査、指			
<mark>示等の通知の受領 (28条、26条、</mark>		-	
<mark>27 条)</mark>			
勧告(38条)	-	-	
報告又は資料の提出要求(45条)	-	-	
事業の検証・評価(国:7条8項)	-	-	*

:法定

*:長が行うが第三者機関の審議は任意

- :法の規定なし